

4. デイサービスについて

(1) 地域密着型通所介護に移行する小規模通所介護の利用定員等について

① 地域密着型通所介護の利用定員について

介護報酬上の小規模型通所介護費の対象となる小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性の確保が必要であり、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要がある。このため、今回の改正法では、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけたところである。

また、別途、小規模な通所介護事業所の移行先として、事業所の経営の安定性を図るとともに、柔軟な事業運営やサービスの質の向上の観点から、人員基準等の要件緩和をした上で、通所介護（大規模型・通常規模型）事業所のサテライト事業所に移行することや、小規模多機能型居宅介護の普及促進の観点からも小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所に移行する選択肢を設けることとしているが、その具体的な内容については、今後、社会保障審議会介護給付費分科会でご議論いただきながら、検討していくこととしている。

現在の介護報酬上、小規模型通所介護費の対象となる小規模な通所介護事業所は、事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数が300人以内の場合であるが、地域密着型サービスとして位置付ける際には、固定的な基準が必要なため、現行の小規模型通所介護費を算定している小規模な通所介護事業所を位置づけることができる規模として、「通所介護のあり方に関する調査研究事業（平成25年度老人保健健康増進等事業）」の調査結果も踏まえ、通所介護事業所の利用定員（当該通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限）が18人以下の事業所を地域密着型通所介護とする予定である。

② 移行スケジュール等について

小規模な通所介護事業所が地域密着型サービス等へ移行する時期については、市町村の事務負担等を考慮し、平成28年4月に施行することとし、市町村における運営基準等の条例制定についても施行から1年間の経過措置を設けることとしている。

地域密着型通所介護に移行する際の事業所指定については、事業所の所在市町村の長から指定を受けたもの（施行日の前日において当該市町村以外の他の市町村の被保険者が利用していた場合には、当該他の市町村の長から指定を受けたもの）とみなすこととしているため、新たな指定の申請は不要であり、地域密着型通所介護に位置づける際の判断基準となる利用定員については、事業所が改めて届出を行う場合を除き、現在届出がなされている利用定員で判断することとしており、事業所は特段の手続き等は不要である。

また、小規模な通所介護事業所の多くが地域密着型通所介護に移行することが見込まれることを考慮し、市町村の事務負担を少しでも軽減するため、地域密着型サービス事業所の指定の際の市町村長による関係者の意見反映のための措置の義務付けを

緩和し、努力義務としたほか、集団指導・実地指導に係る事務受託法人等の活用の推進や都道府県との役割分担、運営推進会議等の実施回数の緩和等についても検討中である。

なお、国が定める具体的な基準・報酬については、今後、社会保障審議会介護給付費分科会でご議論いただきながら、検討を進めていき、平成27年度介護報酬改定等にあわせてお示しする予定である。

(2) 通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを提供している事業所（いわゆる「お泊まりデイサービス」）への今後の対応等について

① お泊まりデイサービスへの対応

通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを提供している事業所（いわゆる「お泊まりデイサービス」）については、泊まりの環境が十分でない等の問題点が指摘されているものもあるため、利用者保護の観点から、届出制の導入、事故報告の仕組みを構築するとともに、情報公表を推進することとしている。これらを通じ、サービスの実態が把握され、利用者や介護支援専門員に情報が提供される仕組みとすることとしている。

また、最低限の質を担保するという観点から、宿泊サービス提供にあたっての設備要件等をガイドラインとして示すことも予定している。

なお、具体的な内容については、以下のとおり検討しているが、今後、社会保障審議会介護給付費分科会でご議論いただきながら、検討を進めていく。

ア 介護保険法に基づく省令等を見直し、以下の事項を規定することを検討

- 介護保険制度外で通所介護の設備を利用して宿泊サービスを提供する事業所の基本的事項等について指定権者への届出を義務づけ
- 事業所は介護サービス情報（通所介護事業所の情報に宿泊サービスの情報を追加したもの）を都道府県に報告し、都道府県はその内容を公表（情報公表制度の活用）
- 宿泊サービスの提供により事故があった場合の市町村に対する報告

イ ガイドラインの内容としては以下の事項を規定することを検討

- 人員関係（従業者の員数、責任者等）
- 設備関係（利用定員、一人当たり床面積等）
- 運営関係（利用者への説明・同意、緊急時の対応、事故発生時の対応等）

これらにあわせて、小規模の通所介護事業所については、今回の改正法では、地域との連携や運営の透明性を確保するため、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけることとしている。宿泊サービスを提供する通所介護事業所は、小規模のものが多くを踏まえれば、これにより地域住民等が参加する運営推進会議等が定期的開催され、宿泊サービス部分も含めサービス全体が外部からチェックされる仕組みとすることとしている。

② 届出及び情報公表等のスケジュールについて

宿泊サービスの届出の義務づけ、事故報告の仕組みの導入、情報公表の推進については、社会保障審議会介護給付費分科会での審議を経て、介護保険法に基づく省令等の見直しなどの具体的な内容が検討される予定であるが、具体的なスケジュールについては以下のとおり検討している。

- 宿泊サービスの届出について
平成 27 年 4 月から 9 月末までを宿泊サービスの届出期間とする。
- 情報公表について
介護サービス情報公表システムの改修が必要なため、都道府県においては、平成 27 年 10 月から情報公表が可能となるように準備を進める。
- 市町村への事故報告について
平成 27 年 4 月 1 日から実施する。